

令和 8 年 7 月 1 4 日
定 例 庁 議
市民部人権男女共同参画課

附属機関の女性委員登用率向上に関する取組状況について

1 女性委員登用の目的

- ・男女共同参画社会基本法第 5 条
「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」
- ・青森市男女共同参画推進条例第 2 3 条第 2 項
「市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努める。」
- ・青森市総合計画前期基本計画（計画期間：令和 6 年度～令和 1 0 年度）
《指 標》市の審議会等委員に占める女性の割合
《目標値》4 0 %（令和 1 0 年度）
- ・青森市男女共同参画プラン（計画期間：令和 6 年度～令和 1 0 年度）
《指 標》市の審議会等における女性委員の割合
《目標値》4 0 %（令和 1 0 年度）

2 本市の状況

令和 7 年 5 月 3 1 日現在の附属機関の女性委員登用率は 2 9 . 1 %であり、内閣府が公表した令和 7 年 4 月 1 日現在の各自治体の女性委員登用率と比較すると、県内 1 0 市において 5 位、中核市 6 2 市において 4 2 位であった。

令和 8 年 5 月 3 1 日現在での女性委員登用率は 3 0 . 3 %であり、前年度から 1 . 2 ポイント上昇し、各部の協力による取組の成果が表れている。

【全附属機関の委員総数に占める女性委員の割合（各年度 5 月 3 1 日現在）】

※広域事務組合を除く

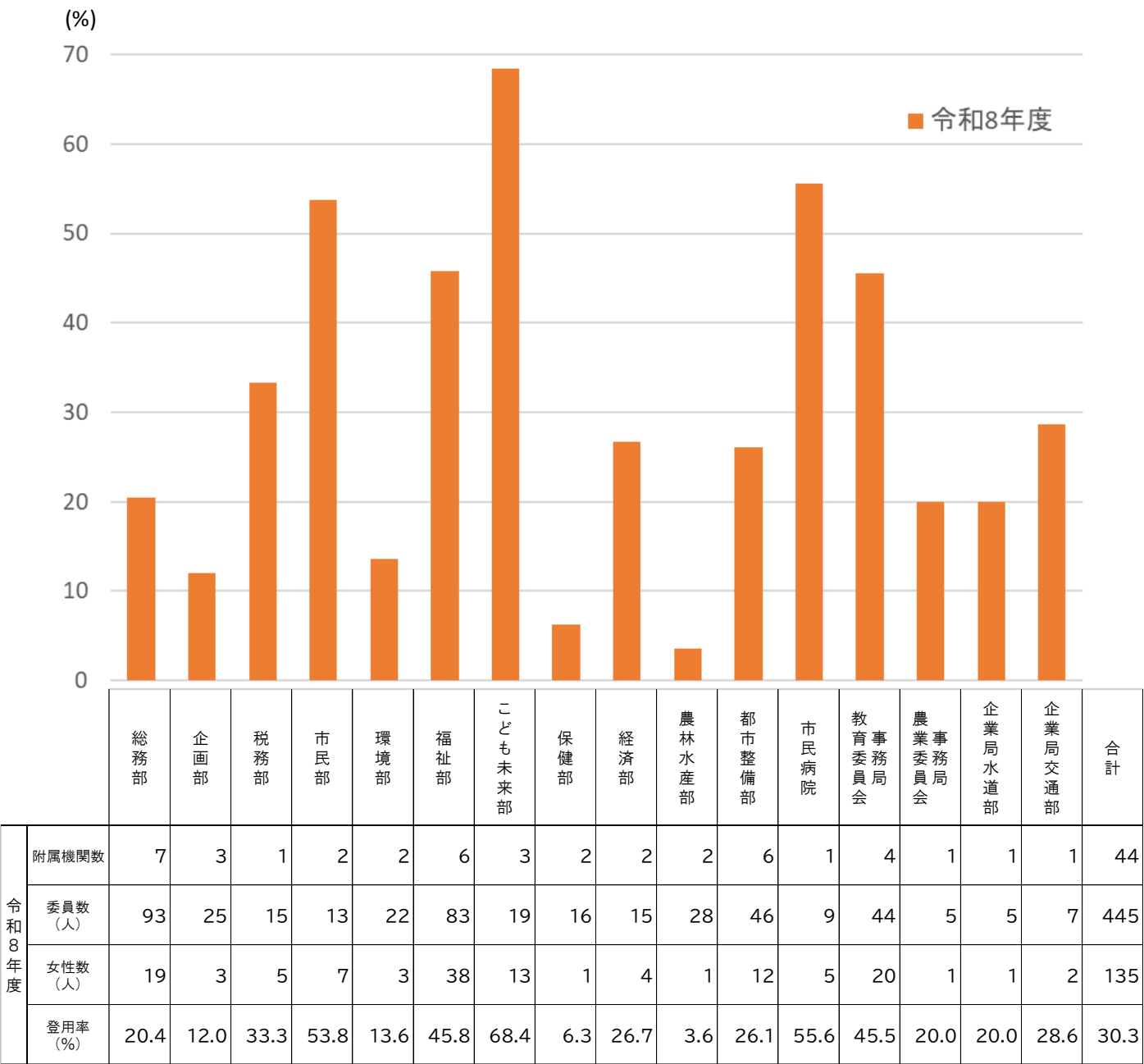
	R7 年度	R8 年度	増減
附属機関数	43	44	1
委員総数（人）	440	445	5
うち女性（人）	128	135	7
登用率（％）	29.1	30.3	1.2

3 今後の取組

引き続き、附属機関委員の改選を迎える部局に対し、文書での依頼、事前チェックシートによる状況確認、必要に応じてヒアリングを実施するなど、女性委員の積極的な登用を働き掛ける。

附属機関女性委員登用の状況

附属機関における女性委員の割合



(R8. 5. 31 現在)